

説苑

サー・ジェイムズ・ステュアートと

マツキー教授(二)

田 添 京 二

はじめに

一 ステュアートの学生生活

二 エディンバラ大学の教授たち(以上前号)

三 マツキーの横顔

四 教授としてのマツキーと学生ステュアートのえたもの

(以上本号)

三 マツキーの横顔

チャールズ・マツキーは、一六八八年、ファイフ州のいくつかの国教会で牧師をつとめた父ウィリアムと、母クリステイン・エイトウーンのあいだに生れた。父は非常な愛書家だったらしい。チャールズがはじめての誕生日をも迎えないその年の秋

—サー・ジェイムズ・ステュアートとマツキー教授—

に母がなくなり、そのあと父の後妻に入ったのが、マーガレット・カーステアーズであった。後にエディンバラ大学の学長になった前出ウィリアム・カーステアーズの妹である。

兄ウィリアムは、すでに当時、国王ウィリアム三世のスコットランド問題にかんする最高のブレインとして、ジャコバイトの側からは、“Cardinal Carstares”とあだなされていたほどの大物であった。そしてウィリアム三世が没して後、すぐに学長の職につき、同時にスコットランド国教会の General Assembly の Moderator に選挙され、他に例のない計四期にわたってこの教会最高の地位を占めることになる。その妹と、再婚の田舎牧師との結びつきには、さぞかし面白いエピソードもあろうかと注意はしているが、今のところ手がかりはえられていない。

ところがチャールズが一才の年、こんどはその父をもうしなうという不幸に遇った。まちがいなしにこの折のことと思われる逸話が伝えられている。要約すればこうである。

ウィリアム・カーステアーズが、国務のために、ロンドンからエディンバラの家に戻った。その二、三日前に夫を失っていたチャールズの継母は、とるものもとりあえず、兄の家にか

つけた。召使は、いま貴族と高官たちが集って会議中だ、という。彼女は、召使に、兄に耳うちして、いつ会ってもらえるかどうかでもきいてきてほしいと頼む。ところが返事は「いますぐ」であった。お偉方をしりめに急いで出てきたウィリアムは、妹をやさしく抱いて、「あの紳士がたがここへ来るのは、私のためじゃない。連中自身のためさ。私が戻るまで辛抱よく待っているよ。でも私のお祈りが長くないのは知ってるね」というと、妹と亡夫のために祈った。そして涙をポロポロこぼしながら会議の席に戻っていった、というのである。

剛直のウィッグをもつて鳴るカーステアーズではあったが、同時に無私の博愛の行爲は有名で、それは宗教上、政治上、彼と対立して、名譽革命後教会を追われたエピソードの牧師やその家族にまで及んでいた。まさに「カーステアーズの家と心」とは、ともにいつも開かれていた。だから幼くして父と母をなくしたチャールズが、若い頃はほとんど叔父の家に居ることの方が多かった、というのはもつともであった。カーステアーズは、ついに子供をもうけることがなかったことも一因であろうが、チャールズにとってカーステアーズは、父がわりの育ての親であった。チャールズが、カーステアーズ夫人の遺言執行人

となったばかりか、カーステアーズあての書簡をはじめとする文書を託されたのも首肯できる。そしてチャールズは、その死の数年前に、カーステアーズとも姻戚関係にあった親友のマコーミックに右の文書をゆだね、その際これらを公刊する時には、カーステアーズの伝記を附けるように依頼した。ただ頼んだだけでなく、チャールズは、その後もせっせと伝記の材料をマコーミックに提供したのである。チャールズは生きてその書を見ることこそできなかったが、このようにして成ったのが、本節注1に記した“Carstare's State Papers”と略称される有名な一本であり、またその後のカーステアーズ伝の教本となった“The Life of Mr. Carstares”であった。

なお、カーステアーズ家とステュアート家とは浅からぬつながりがある。ステュアートの父とカーステアーズとは、チャールズ二世とジェイムズ二世の暴政に抗して、ともに地下運動をたかかった同志で、とりわけいわゆる「ライハウス隠謀」となって暴発する一連の動きに深くかかわりあった仲である。その上、カーステアーズの母、ジャネットは、Mures of Caldwellの出自であり、逆に、父ステュアートの妹、アンがミューア家に嫁している。実は狭いスコットランドの上流階級の間では、少

し糸をたぐると、この程度のつながりはすぐに見つかることが多いのだが、それにしてもステュアート家とカーステアーズ家とは、血のつながりこそなければ姻戚関係にあり、またそれを介してマツキー家とも遠い親類だったことになる。ミニョア家文書を集めた *Caldwell Papers* が、ステュアート家、カーステアーズ家の相方に関するところが少くないのは、このためである。

さて、チャールズは一七〇二年、エディンバラ大学（カレッジ）に入學し、一七〇五年同校を卒業した。その後一七〇七年にはグロニンゲン、さらに一七一五年以降レイデンの両大学に学んだ。レイデンでの学籍は法学部にあったが、実際には Pieter Burmann 教授の歴史クラスに入った。⁽³⁾ ステュアート自身もまた、法学部に籍を置きながら、チャールズの歴史クラスに学んだ、という暗合が面白い。

チャールズがレイデンに留学中の一七二五年暮に、親がわりのカーステアーズがなくなつた。しかしチャールズはそのまま勉学をつづけた。一七二六年九月、彼は、当時エディンバラ大学の論理学教授だったドラモンド *Colin Drummond* からスコットランドに戻ってはどうかという勸奨の手紙を受けとつ

た。ドラモンドはこの手紙のなかで、アバディーン大学にホストの空きがあり、チャールズが教授の椅子につく可能性もあることを示唆している。その前年に起つたジャコバイトの蜂起を、この一七一六年初頭までにすべて鎮圧したあと、ブリテン政府は蜂起を支持したものの多かつたアバディーン大学から何人かの教授を追放してしたのである。加えてドラモンドは、セント・アンドリュース大学にも空席がある、と知らせている。

エディンバラ大学でチャールズ関係の文書を取めているレイング・コレクションには、チャールズのこれに対する返事は——当然であるが——入って居らず、この話がどうして立ち消えになつたかは追跡できなかつた。しかし、さらに三年待つことにはなつたものの、結果的にはチャールズにとつて大変幸福な道がひらいたのである。

エディンバラ大学では、前節に述べたカーステアーズ学長の設定した大学改革の方向が、学長の死によつても動揺することなく押し進められていた。学長が生前に断行した *Art and Sciences* 学部における講座間の分業体制の確立は、既存の講座群の再編成であつたが、いま一七一九年にはじまつた同学部の講座増設は、その後の大学全体の目覚ましい拡大の最初の一

歩であつた。

一七一九年八月二十八日、エディンバラ市参事会 Town Council は、大学に Universal History (一般史あるいは世界史) の講座を新設する条例を發した。この当時、大学の管理・運営の最終権限はすべて市参事会にあり、大学の機構や、学長からジャーニターにいたる人事はむろんのこと、学生の学習や日常の学生生活を規制する学則に至るまで参事会の決定あるいは承認の票決にかけられていたのである。この条例のうち新講座設置の趣旨を述べた部分は、私には大変面白く読める。それは、エディンバラ大学に「国内においても国外で勉学するのは、エディンバラ大学の若者が享けられるような講座を設置することに、より学問を奨励することから生ずるわが(スコットランド)国民にとっての利益」をまず指摘し、「国外のいずれの大学においても甚だ高い評価を受け、またもつとも多くの受講者をひきつけているにもかかわらず、スコットランドの諸大学ではいまだどこにも開設されていない……一般史の講座こそきわめて必要」だと強調する。ここには「合邦」後もスコットランドを自立した国家として観念する意識と、そういうスコットランドを發展させてゆくテコを教育に求めるといふ伝統的な発想

が、一般的な背景として認められる。だがそれ以上に興味をそられるのは、高等教育におけるスコットランドの諸外国に対するたちおくれ、あるいは欠陥を何よりも歴史教育に見ている、しかもそれを単線的に「国史」ではなく、汎く Universal History としてうめてゆくこととする点である。

さて、この条例を採択したその同じ日に、参事会は、チャールズを一般史の教授として候補指名し、投票によってこれを決定した。ただしこの段階では、その任期は一七二三年七月一日限りで、以後延長されないこと、俸給は英貨五〇ポンドという条件が附されていた。それは、この講座の財源が雑関稅收入に置かれていたためで、この税目は一七二三年の七月一日をもって廢止されることが、あらかじめブリテン国法によって決っていたからであつた。

そこで市参事会は、この期限が来る前に政府と交渉して代りの財源を手に入れようと努力した。その結果、ジョージ一世第九年(一七二二―二三年)の法律第一四号によって、エディンバラ市とその近郊で販売されるエイルーパイントにつき(スコットランド貨で)二ペンスの税を課してよいという、かつて持っていた特權を更新することに成功したのである。この税は、

吞助のスコットランド人のことだから、雑関税をはるかに上廻る税収をもたらし、市参事会は、この年から分離新設された民法、スコットランド法の両教授とチャールズに、それぞれ英貨一〇〇ポンドという当時としては多額の俸給を支払うことができるようになった。教授たちの椅子は、エディンバラ子の飲むビール^{ビール}の泡によって支えられたわけである。

こうして期限が切れる前、一七二二年一月二八日づけをもって、市参事会はチャールズの任期延長を決定した。その際参事会は覚書^{覚書}を發して、チャールズの講義範圍をより明確にし、同時に拡大した。すなわち覚書は、一七一九年、市参事会が“Universal Civil History”の教授として選任したチャールズが、「とりわけスコットランド史を、またローマ、ギリシヤおよび大ブリテンの古文物学 (Antiquities) を講義する能力と適性」を有することをたたえ、あらためてチャールズを「Universal Civil History とくにスコットランド史、およびギリシヤ、ローマ、大ブリテン古文物学」の教授として選任した、と述べる。なおここで、一七一九年の時には、「Universal History」が正式の講座名であったが、今回は「Universal Civil History」となっている。この場合の“Civil”は、神学

部に置かれている“Ecclesiastical History”との区別を強調する意味であつたらう。ともあれおそろしく広い守備範圍ではある。その広大なひろがり^{ひろがり}を分割してゆくという形で、世紀末から十九世紀にかけての講座増設が行われた。憲政史、スコットランド史、古代史(ただしこれは Readership) は確実にチャールズの講座から派出したものであつたし、シャープの推定では、“Rhetoric and Belles Lettres”さえもその可能性があるという。

チャールズは一七五三年まで、単独で教授の椅子を占め、孜孜として研究と講義を続けた。しかしすでにチャールズも六十代の半ばであつた。この年、チャールズは市参事会に自分の講座の colleague として、弁護士^{弁護士}のゴードン John Gordon を、そしてゴードンが一年で辞意を表したため、翌年にはウォレス William Wallace を推挙し、その承認をえた。したがつて五三年以降、チャールズは講義は行わず、教授の地位を保つて、この職に伴う収入のうち一〇〇ポンドの固定給のみを得ることになった。一七六五年、ウォレスがスコットランド法の教授に転出すると、いまや七七才のチャールズは、またも前出のプリングルを colleague に推したが、この度は市長たち

もい顔をせず、やつとここでチャールズは教授の椅子から離れ、プリングルがそのあとを継いだ。それでもなおチャールズは、プリングルと取決めを結んで、固定給だけは手離さなかった。スコットランド人の鑑といふべきであろうか。

三十数年にもわたって開かれていたチャールズのクラスからは、当時のスコットランドの指導的人物が輩出している。実はチャールズの一般史講座は、必修的四講座に属さないために、クラス参加者の名簿が *Matriculation Album* に載っていない。ところがさすがは歴史家のチャールズとあって、彼は「歴史およびローマ古文物学講義出席者のアルファベット順名簿。一七一九—一七四⁽⁸⁾」なる文書を残している。これはチャールズ自身の美しい筆で、たとえば「エリオット (ギルバート)」。ミントー卿の子息。一七三八年歴史、一七三九年ローマ古文物学。受講料五ギニー」といったふうに書かれている。そして最後のページには、右の期間中の出席者数と受講料が年次別に表出され、集計されている。この部分はチャールズの筆ではなく、書記か学生にでも計算させたものであろう。

この名簿によると、一七一九年から四四年にかけて、四四八名の名前が載っている。しかし、チャールズの二種類の講義の

一方しか出ないという学生はむしろ少数であり、また多くの学生が——とくに一般史の場合——二年、三年、さらには四年も続けて参加している。だから延人数というとはぼこの倍になる。右の期間のはじめの頃には、大学全体で一年の入学者数が二、三百人だったというから、平均して毎年三〇人前後という参加者は、いわば自由科目の講座としてはとても高い出席率と見なくてはならない。

この名簿は、まことに壯観というほかはない。スコットランドの貴族、名家の当主とその子弟が綺羅星のごとくならび、学界、法曹界、政界、宗教界の有名人がつきつぎに現われる。むしろそれは、チャールズのクラスの引力を言うまに、エディンバラ大学が当時の高等教育に占めていた至大の比重を想起すべきことであろう。いまわれわれにもちかしい名前をアルファベット順に何人か拾ってみよう。

ボズウェルの父、オーキンレック卿 *Alexander Boswell*、愛国的農業改良家のデムスター *George Dempster*、前出のダundas、のちに母校のスコットランド法の教授となり "*Institutes of the Law of Scotland*" で名高いアースキン *John Erskine*、"ダグラス" の作者で、哲学者ヒュームの親友だっ

たヒューム John Home、エディンバラ医学校(のちの大学医学部)を創設したモンロー Alexander Monro、「四十五年」蜂起の指導者マレー John Murray (チャールズの手で「Tale Secretra ry to P(retende)r」に引かれずる)、「同じくシヤロバイトの大物、オリファント Laurence Oliphant」歴史家でのちに母校の学長となり、スコットランド教会のモデルイターとなるロバートソン William Robertson、そしてステュアート。こう見ただけでも、まことに多彩、多方面で、教師冥利に尽きるといった顔ぶれである。

そしてステュアートは、一七二九年に歴史クラス、三〇年には歴史と古文物学の両クラス、三一年に古文物学、三二年に再び歴史クラスに参加している。五回以上もチャールズのクラスに入った学生は、前後三五年にわたる総計四四八名のうち一八名を数えるにすぎないから、ステュアートはもともと熱心なチャールズの聴講者のひとりだった。チャールズの子弟だったと考えてもちがいないであらう。

(1) Joseph M'Cornick, *The Life of Mr. Carstares*, prefixed to *State Papers and Letters*, addressed to William Carstares, 1774, p. 89f. *マコーニク*、チャ

ールズ・マッキーの親友で、その遺言執行人。この書の発刊当時、フレストンパンスの牧師だったが、後にセント・アンドリュース大学の学長となったようである。

(2) Chambers, *ibid.*, vol. 1, p. 527.

(3) L. W. Sharp, Charles Mackie, the First Professor of History at Edinburgh University, *Scottish History Review*, 1962, Apr., p. 26. シャープは一九三九年から二十年間にわたり、エディンバラ大学中央図書館の Librarian として、長く手稿・貴重図書部の部長をつとめた。大学人としてのマッキーおなじび歴史学講座開設の経緯については、この論文に依るところが多い。

(4) Laing Collection, II-91. 12. Sept. 1716. David Laing, 1793-1878 は、エディンバラの書店主の息子として父の事業に参加、のちにエディンバラの Signet Library の Librarian となり、また Bannatyne Club の幹事として、同クラブの歴大な刊行物の編集にたずさわった人である。

(5) Alexander Morgan, ed., *University of Edinburgh: Charters, Statutes, and Acts of the Town Council*

and the Senatus, 1583-1858, 1937.

(6) ホーンは、この国民的利益として参事会が考えていたものの中には、大学が地元のエディンバラに落ちつかねも入っていたと推測して、旅行記で有名なヘロンが、エディンバラ大学の学生が、年間七、八ヶ月の学期中に市で費うかねは三万ポンドを下らない、と計算していることを指摘する。Horn, *ibid.*, p. 72.

(7) Sharp, *ibid.*, p. 28. 同頁の注4をも見よ。

(8) なおこのリストには、一七四六年以降、チャールズが最後に講義をした一七五三年分まで、彼自身の筆で参加者名の追加が行われている。一七四五年にはジャコバイト蜂起のためクラスが開かれなかったであろう。

(9) 哲学者ヒュームが、チャールズに教わったという伝説がある(たとえば、Horn, *ibid.*, p. 48)。ヒュームがちょうどエディンバラ大学に在学していた一七二五年と二六六年に、チャールズの歴史クラス参加者として David Home とあるために生じたまちがいである。名簿のヒュームは、チャールズの筆で書き加えられているとおり、「エディンバラ市の書記の子息」であつて、ナインウェルズの郷士の

子供ではない。シャーマによれば、その書記とは George Home であるという (Sharp, *ibid.*, p. 44)。

四 教授としてのマツキート

学生ステュアートのえたもの

愛弟子のステュアートに、教授としてのチャールズはどんなことを伝えたのだろうか。

チャールズの講義の概要をもっともよく示しているのは、前に記したヘンダーソンの名前でスコッツ・マガジンに載った大方案内である、それは大学の全教授の講義をとりあげている。ヘンダーソンがそれらすべてを自分で聴講して書くなどということとは、もともとできるはずがない。つまり私が言いたいのは、この文章は、日本の大学で学生むけの便覧をつくる時にやるように、各教授に自分の講義についての要綱をつくってもらう——長さや表現について統一するための調整が加えられることはあったかもしれないが——それにもとづいて書かれたに相違ないと推測できる、ということである。チャールズの方は、Arts and Sciences 学部の三番めに載っている。つきに訳出するのは、その全文である。

教授は歴史学概論を講ずる。もっとも初期の時代からはじめて、世界に生じた大変革を説明する。西欧におけるローマ帝国の衰亡を論じたのち、帝国の版図内にちらばったいくつかの民族の移動と定着、それぞれが導入した統治の異なる諸形態、それらの廢墟のうえに、ほとんどのヨーロッパ諸国の現在の国家機構が打ち樹てられた次第を述べ、同時に法皇庁の暴政などが生み出され、拡がっていったことを示す。

以上の講義の全過程を通じて、もっとも優れた歴史家たちを、彼らの書物の中の特定の章句を指摘しながら、典拠として引証する。またすべて重要な出来事については、*Grand Corps Diplomatique*、*Ryner* の *Foedera* その他の權威ある証拠のうちに見られる注目すべきくだり、とりわけ主権者間に結ばれた古い諸条約や同盟、君主たちの特定地域にたいするさまざまな要求の根拠などに関説する。同様に教授は、もっとも高名な著作家たちの生涯についても語る。これは、学生をして各時代の学問の歴史に親ませるためであり、また一般に誤り信じられている歴史上の多くの誤謬を看破してみせる機会をつかむた

めでもある。

教授は、ローマ古文物学についても、別の講義を開いている。この中で教授は、ローマ人の生活様式、慣習、宗教、政治および軍事について述べる。教授は、法律の制定にあたって用いられた方式、執政官およびそれ以外の法廷と衝平裁判所で行われる訴訟手続、そのほかローマ法体系の無数の条項を正しく理解するのに必要な多くの事柄を解説する。

講義に出てくるあらゆる事柄を証拠づけるために、教授は古典作家からの章句を引証し、さらには彼らの獨得な表現の仕方が暗に指している特定の慣習を説明する。

教授は、講義に出席する若い紳士たちが、ラテン語になじむように、いずれの講義にあつてもラテン語のみを用いることにしている。

教授は、二つの講義を一月のはじめに開き、歴史学はほぼ五月末、もうひとつの古文物学は大体三月はじめに終了する。

この文章は、おそらくチャールズ自身によって書かれたものと思われ、簡にして要を得た概括になっている。しかしい多少し立ち入って、チャールズが学生になにをどんなふう教えたかを知ろうとする場合、資料のうえでかなりの制約がある。

チャールズには公刊された著書というものが⁽¹⁾ない。また講義ノートと推定できる手稿が残っているものの、それは歴史学講義の最終部分、全体の三分の一ほどと見られる一部分にすぎない。⁽²⁾ただ幸いなことに、一七四七—四八年にかけて、歴史学の講義を受けた学生のノートが保存されており、これは英語で書かれている。推察するに、あまりラテン語の得意でない学生たちの間では、ラテン語で他の誰かがとったノートを英訳してもらい、これを写しあっていたものであろう。ステュアートが受講した時期から十五年もあとのものではあるが、私にとつてはやや近づきやすい手がかりであった。

ただし、この他にチャールズが一般市民をも含む公開講座で行った講演の草稿が四篇（一七二一、二七、三四、四一年）残されている。カーステアーズの發議で、大学は、学長からはじめて教授たちが輪番で週一回の公開講演を行っていたのである。これまたラテン語とあつて、私には深くその内容に立入る能力もないが、第一のものは、歴史を時代の証人、生活の記録とみたキケロの句の真实性を、古代史によって例証したもので、第二は、同じキケロの、歴史家は真ならざることを語らず、また真実を語るにひるんではならぬという句を引いて、歴史にお

ける誤謬を論じたもの、第三はまさに現代史で、ルイ十五世とフェリペ五世およびサルディニア王エマヌエルのあいだに結ばれた条約を論じたもの、第四も、一七四〇年のドイツ皇帝カルル六世の死の歴史的波紋を考察したものである、という。

この種の講演のひとつに、一七四一年三月四日、エディンバラ市の Philosophical Society で行つた英語の草稿があり、彼自身の手で “A Dissertation on the Sources of Vulgar Errors in History & How to detect & rectify them” と標題が附けられている。

さて、これらの資料を、いわば眺めただけの私ではあるが、その限りでも次の諸点はまちがいに注目し値するものと思われた。

その第一は、講義がカバーしている範囲は、当時のヨーロッパ人の意識での文明世界全域に広がっており、Universal History は決して看板倒れではなかつた点である。たしかにそこには、アジアもアフリカもアメリカもそれとしては出てこない。先述の学生ノートに現われる Christendom（キリスト教世界）がほとんどもっぱら対象となっている。しかしこれはこの当時としてはいわば当り前のことであろう。むしろ私は、た

だ範囲が広いという以上に、例の大学案内でも、また公開講義（特に第三の一七三四年のもの）でも看取される国際関係史を重視する観点が貫いており、バラバラの各国史、各地域史の奇木細工を超えようとする志向が見られることを指摘したい。

それでも市参事会がチャールズに附託したおそろしく広範な主題からいうと、歴史学でのスコットランド史の比重の小さいこと、古文物学では、ほとんどローマのそれに限定されていることに気づくが、はじめの問題は、一応十七世紀中葉までを扱ってはいるものの、古典古代とローマ帝国の崩壊に重味をかけた内容であるために、スコットランドの国際的役割はまだごく軽いわけで、チャールズの扱い方はむしろ妥当といふべきであろう。ただチャールズがスコットランド史についても深い学識を持っていたこと、彼以前のスコットランド史家を冷静に批判し、評価していたことは、Philosophical Society での講演からも十分にうかがうことができる。

あとの点については、この頃の古典学の重点がローマにあったという一般的な条件とともに、イングランドと異なり、むしろフランス、オランダと共通して、ローマ法の影響を色濃く受けたスコットランド法の特異性を考慮しなくてはならない。ス

コットランド法の堅持は、イングランドとの合邦の一大条件であった。それなればこそエディンバラは、合邦後も依然「法律家のまち」であり続けることができた。しかもチャールズの講義は、もともと法学部の三講義と関連して行われることを求められていたものだったのである。チャールズの扱い方は、この場合にも適切なものだったと思う。

注目すべき第二は、チャールズが歴史学を、厳密な史料批判にもとづく合理的科学として築いてゆこうとする学問的手法を堅持しており、またこの学問的精神をなんとかして学生に伝えようとしている教師としての努力である。

なるほどチャールズは独創的な著述家ではなかったかもしれない。しかし彼には歴史家としていらばん大切な徹底した原典主義と、それを可能にする博搜をいとわぬ学問的良心があった。彼の講義は、レイニング・コレクションに残された——むしろそれが全部でないことは明かだが——古典にはじまりスベクテイターのような当時の雑誌に至るまでの広範な抜書、索引をつけた何種類もの文献目録のうえに築かれていた。彼は「事実」にたいするあくなき好奇心に駆られて、それらを探し出し、追いつめ、捕えることについては、無限の努力を少しも苦

にしない歴史の狩人であった。いやさらにコレクターであり、分類学者でもあった、とつけ加えるべきであろう。

そういう彼が講義のなかでくり返し強調し、また機会あるごとに一般市民にも説いてやまなかったのが、厳格な考証を経ず
に史実とされ、またそれをそのまま孫引きすることによつても
ちこされてきた歴史における多くの vulgar errors を排する
(3) ことであつたのは当然であつた。彼の一貫した努力は、そうした
科学以前の俗流歴史学から、学生と同時代のスコットランド
知識人を解放することに向けられていたといつてよい。原典主
義ときびしい史料批判とは、新しい歴史学がどうしてもくぐら
ねばならぬ最初の、そしてもっとも固い関門だつたであろう。
エディンバラ大学の歴史講座は、その最初の教授としてまさに
最適任者を得たと言ふえう。

チャールズのこうした研究者としての精励と教師としての熱
意は、学生たちに——むろんステュアートにも——強い刺戟を
与えずにはおかなかつた。ロスは、ボズウェルの父、オーキン
レック卿(三年間にわたり歴史学を、一年間古文物学を聴講し
た)が、チャールズにあてた手紙のなかで、チャールズが大陸
の学者たちとのあいだでつちかかってきたつながりがいかに貴重

なものであるか、またスコットランドの若者たちが、教育の仕
上げに外国に留学する際に、チャールズの教えがどれほど彼ら
にとつてまたとないすけになつたかを謝していることを指摘
して、チャールズが、彼の同時代人をしてヨーロッパ思想に眼
を開かせ、また歴史研究に向わせる大きな刺戟を与えた⁽⁴⁾と信ず
べき十分の理由がある、と述べている。自身が国際人であり、
「世界市民」であつたチャールズは、学生たちにも、彼らがイ
ングランドや大陸で、その地の知識階級と交わるために不可欠
な知識と教養のパスポートを発給していたわけである。

ステュアートの場合には、学生時代はいうまでもなく、多分
一七三三年に大学を卒業したあとも、一七三五年に弁護士資格
を得るまでローマ法の研究を続けたから、チャールズとの密
接なかかわりを持続していたことはまちがいないものと思われ
る。ステュアートは、そのあとグラント・ツアーに発つことと
なるが、その彼が一七三七年三月一九日づけスペインからチ
ャールズにあてて出した手紙は、その書き出しのところで両者
のあいだに、恒常的な手紙のやりとりがあつたことを示してい
る。また最後の部分では、チャールズ夫人にも親愛のあいさつ
を送つており、この手紙は、読むものにただの師弟関係をこえ

た親しさを感じさせる。

だがそれ以上に、チャールズがステュアートに及ぼした感化の深さを示しているのは、手紙の内容的部分である。ステュアートはチャールズからの手紙を受けとったことをしらせると、待ちかねたように自分が滞在している Julia Romula の町の“Antiquities”について語り出す。古遺物の場所、素材から形状まで、できるだけ正確に師に伝えようと努めているのがよく分る。ここはシーザーによって建設され、のちムーア人によって占領、破壊された町であるが、ステュアートは、古文獻がそのかつての壮麗さをたたえているのは、どうも想像が多分にまざっていたのではないか、などとチャールズ仕込みの史料批判までやって、この町についての文獻で役に立つのは、一六三四年に出たカロなる人物のスペイン語の本だ、とも報告している。

以下、町の郊外イタリカの遺蹟の描写、その近くに住む古文物家で、古いメダルの蒐集をしている尼僧院長との交友、ドン・キホーテのなかにスペインの風土や庶民生活が活写されていることにふれながら、文学作品はそれを生んだ場所をたずねないかぎり、本当には鑑賞できないのではなからうか、という感想、歴史書や法律書を探し求めており、良書数巻をたずさえて

南仏に読みにゆくつもりであること、そのあとといよいよイタリに向うことなどなど、ステュアートの筆は奔放に、またいかにも楽しげに踊っている。

実はこのころすでにステュアートは、ジャコバイトとの交友關係を持っていた。手紙にあるとおりを実現したステュアートのローマゆきが彼の一生を決定的に変えてしまう。そしてカーステアーズのもとで熱烈なウィングとして育てられたチャールズとは鋭く対立する立場に立つことになる。自分の愛弟子が四十五年蜂起の政治面での中心人物となり、さらには戦敗れて大逆罪に問われるに至る過程を、チャールズはどんな想いをもって見つめたことであらうか。

さて、大陸に亡命したステュアートが、はじめて文壇に打って出たのは、はじめに述べたとおり、ニュートン年代記の擁護をもってであった。簡単にその経緯を述べておけば、ニュートンが古代ギリシャの年代学に興味をもってみずから年表をついたのは、彼の最晩年のことであり、この当時非常な流行を示した年代学に刺戟されたものであったらう。本人にとつては多分に趣味的な仕事だったようで、当初ニュートンにそれを公刊する意図があつたかどうかとも明確でなく、彼自身がもとの年表

を要約した文書が、ごく身近な友人のあいだで廻し読みされたり、少数教印刷されたりしていた。しかしその要約が一七二五年にフランス語に訳されて出版され、一七二八年に原本も公刊されるや、ステュアートが指摘したとおり、よかれあしかれニュートンの名声がからんで大きな反響と批判がまき起った。聖書の権威を冒読するものと見た宗教界からの攻撃も加わり、ニュートンは四面楚歌のありさまであった。その中でステュアートは、ほぼ全面的なニュートン擁護に立ったのである。

ところが、レイング・コレクシヨンのなかには、チャールズ自身の手で筆写されたニュートン作の年表(前記の要約)がある。“An Abstract of Chronology by Sir Isaac Newton”なる表題のついた二五ページ、公刊前の一七二四年筆写の手稿である。シャープは、前出のニュートン主義者マクローリンが要約を持っていたことをつきとめ、チャールズはマクローリンから借りて写したものだらうと推定している。

実はチャールズ自身、無類の年表好きであった。彼は何種類もの、いろんな時代の年表を草稿の形で残している。そののみか、彼が進んで出版しようと試みたことが明らかな著作は、なんと一種の世界史年表だったのである。ステュアートがチャー

ルズのクラスで、どこまで年代学の手ほどきを受けたか、ニュートン年表そのものについてチャールズから教わったかどうかは定かでない。しかし一七二四年にチャールズが要約を筆写し、二五〇二八年にかけて年表が公刊され、以降論戦が始ったことを思うと、二九年からチャールズについていたステュアートが、この問題に関してなにも教わらなかつた、ステュアートの方からも話題にしなかつたと考えるのはむしろ不自然である。

バカン伯のステュアート伝は、ステュアートのニュートン擁護を彼がギャラントだつたから、という。それもあろうが、私は、エディンバラに学んだステュアートにとって青春の思想だつたはずのニュートン主義と、チャールズ・マッキー教授のもとで得た歴史学と古典学の素養、そしておそらく年代学そのものについての関心が、彼を駆って処女作の執筆におもむかせたものと考えたい。

(1) ただし、エディンバラ大学中央図書館には、著者名の

ない *Antiquitatum Romanarum brevis descriptio* なる

四八頁の小冊子が蔵されており、シャープは、いくつかの傍証をあげて、これがチャールズの古文物学の学生むけテキストであらうと推定している。出版年が一七五九年とい

う点に謎が残るが、もしシャープの推定が正しければ、これが唯一の公刊された著書ということになる。Sharp, *ibid.*, pp. 38-39.

(2) このほかに手稿で八枚にわたるプロンゴイナが残っている。いずれも大学案内にいうとおりラテン語で書かれており、私には内容的な理解に届くべくもなかった。ありていにいうと、コンプリハンジブに通っていた(日本なら中学三年にあたる)娘が、必修でラテン語を教わりはじめたのを機に、つられて少々の勉強はしていたものの、相手はなにせ走り書の手稿だから、たちまち私の手に負えないことを悟らされた。したがってこれらラテン語の手稿については、年代や人名、国名などを手がかりに外面的な推測をしたばかりは、シャープのごく簡単な紹介にたよらざるをえなかった。

(3) チャールズが、一七四一年に *Philosophical Society* で行った前記の講演草稿は、もともと包括的にこの主題を扱った興味深い資料である。その序論の部分では、何度も消しては新たに書き起すというつねに推稿のあとが見えるが、後半は走り書きの要点のみとなって終わっている。

—サー・ジェイムズ・ステュアートとマツキー教授—

の、十分彼の論旨を通りうる。

彼は「歴史のなかにしのびこんだ誤まり信じられている多くの誤謬を生む理由」を追求し、「何が真であり、何が疑であるかの判別を助ける……準則」を立てようとする。

その素材として古今の歴史が縦横に引証されるが、とくにスコットランド古代史が随所で使われていることが注目される。

誤謬を生む六つの理由などというのは仲々秀抜である。

(一)より古い起源への偏愛、(二)大げさ(その系としてとくに旅行記のそれ)、(三)歴史家の無能、怠慢、不注意、(四)自分の国や宗教を愛するあまりの偏見、(五)韻文で書いた歴史、(六)一家の記録や吊辞。

(4) I. S. Ross, *Lord Kames and the Scotland of his Day*, 1972, p. 69.

(5) *Laing Collection*, II-91.

(6) *Stewart, Answers to M. des Vignolles' Dissertation upon Sir Isaac Newton's Chronology*, 1757. *Stewart's Works*, vol. VI, p. 323.

(7) Sharp, *ibid.*, p. 37.

(8) Lord Buchan, *ibid.*, p. 370. (中野邦訳、第一卷、二
六頁)

附記 チョールズの没年を1766?と書いたが、正しくは1770
である。